

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

| | |
|----------------------|--|
| 車種 | 普通乗用自動車または小型貨物自動車(ハイブリッド自動車) |
| ミッション | A T |
| 台数 | 1台 |
| 燃料 | ガソリン 2,000 cc以下 |
| 乗用定員 | 5人 |
| ドア数 | 5枚 |
| 車体カラー | ホワイト、ブラック、シルバー |
| 指定文字等 | |
| 装備品(別紙可) | エアコン、エアバッグ(運転手・助手席)、カーナビ、バックガイドモニター、車両接近通報装置、ドライブレコーダー、ABS、フロアマット(泥除け)、標準工具、サイドバイザー(前後)、消火器、タイヤチェーン、パワーウィンドウ |
| 特別装備 | 拡声装置(2スピーカー、マイク、脱着可能スピーカーブザー、バックブザー) |
| 例示車種 | メーカー、車名、グレード |
| | トヨタ/カローラフィールダー HYBRID |
| | ホンダ/フリード HYBRID |
| | トヨタ/プロボックス F HYBRID |
| 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針 | <input checked="" type="radio"/> 適合 <input type="radio"/> 非該当または不適合でも可(どちらかに○) |
| その他参考事項 | 現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 5,000 km |
| | ドライバーの状況 : 専任 |
| | 九都県市指定低公害車 : 適合 |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 2 | 物品納入期限 | 令和5年2月10日 |
| 3 | 借入期間(本年度分) | 令和5年2月1日から令和5年3月31日まで |
| 4 | 借入月数(本年度分) | 2か月 |
| 5 | 予定借入期間 及び最終日 | 7年間 令和12年1月31日 |
| 6 | 物品保管場所 | 所在地 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 名称 横浜市保土ヶ谷区総務部総務課 TEL 045-334-6204 |

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

担当者 横浜市保土ヶ谷区総務部総務課

TEL : 045-334-6203

FAX : 045-334-6390